

北上市農業委員会に対する市長の権限に属する事務委任規則の一部を改正する規則

北上市農業委員会に対する市長の権限に属する事務委任規則（平成15年北上市規則第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委任事務)</p> <p>第2条 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）別表第1の5の2の項に規定する農地等の権利移動等の許可等に係る事務を農業委員会に委任する。</p>	<p>(委任事務)</p> <p>第2条 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）別表第1の5の2の項に規定する農地等の権利移動等の許可等に係る事務及び同条例別表第2の32の4の項に規定する農用地利用集積等促進計画の認可等に係る事務を農業委員会に委任する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。